

○大府市物品等電子調達試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市契約規則（昭和46年大府市規則第5号。以下「契約規則」という。）、あいち電子調達共同システム（物品等）利用規約等の規定に基づき、電子入札の試行について、必要な事項を定めるものとする。

(優先順位)

第2条 この要綱の規定は、電子入札において大府市入札者心得書に優先する。ただし、この要綱に規定のない事項は、大府市入札者心得書の規定を準用する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム（物品等） 愛知県及び愛知県内の市町村等が共同で運営する情報システムで、入札参加資格申請システム、電子入札システム及び入札情報サービスシステムにより構成され、入札参加資格申請や電子入札等をインターネットを利用して行う情報システムの総称をいう。
- (2) 入札参加資格申請システム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、物品の製造・販売、役務の提供等に係る入札等に参加するための入札参加資格申請等に関する事務手続を処理する情報システムをいう。
- (3) 電子入札システム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札（見積りを含む。以下同じ。）に関する事務手続を処理する情報システムをいう。
- (4) 入札情報サービスシステム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札関係情報を閲覧することができる情報システムをいう。
- (5) 電子入札 電子入札システムを利用して執行する入札をいう。
- (6) 紙入札 電子入札によらず書面により執行する入札をいう。
- (7) オープンカウンタ（公開見積競争） 電子入札システムにより案件を公開し、一定の資格を有する不特定多数の者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者との間に契約を締結する契約方式をいう。
- (8) 電子入札コアシステム 財団法人日本建設情報総合センターが開発した電子入札システムの共通機能を提供するソフトウェアをいう。
- (9) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書のうち、電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカードをいう。
- (10) ID 電子入札に参加しようとする者が、入札参加資格申請システムにより、大府市へ入札参加資格申請を行い、資格認定後交付される識別符号をいう。
- (11) 執行担当者 発注機関において、電子入札システムを利用する入札案件の案件登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続を担当する職員をいう。
- (12) 電子くじ 電子入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときに、電子入札システムの機能を使用して落札者を決定する仕組みをいう。

(13) 発注者 愛知県大府市長をいう。

(電子入札の対象)

第4条 電子入札の対象となる契約方式は、次に掲げるものとする。ただし、発注者が電子入札に付することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 一般競争入札（総合評価一般競争入札を除く。）
- (2) 指名競争入札（総合評価指名競争入札を除く。）
- (3) 随意契約（オープンカウンタに限る。）

2 電子入札の対象となる案件は、当分の間、執行予定額又は購入予定額が200万円を超えるものを対象とする。

(電子入札システムを利用できる者)

第5条 電子入札システムを利用できる者は、入札参加資格申請システムにより競争入札参加資格の申請を行い、資格認定を受けた者とする。

2 電子入札システムを利用しようとする者は、前項の資格認定後、入札参加資格申請システムより交付されるID、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を使用して電子入札システムにログインし、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を変更するものとする。ただし、入札参加資格申請システムにより初期パスワードを変更している場合は、再度のパスワードの変更は要しない。

(ICカードの登録)

第6条 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにICカードの登録を行わなければならない。

2 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、登録済みのICカードが失効した場合又はICカードを更新した場合は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、ICカードの登録を行わなければならない。

- (1) 登録済みのICカードが失効した場合 新たに取得したICカードにより再度ICカードの登録を行う。
- (2) ICカードを更新した場合 登録済みのICカード及び新たに取得したICカードを用いてICカードの更新の登録を行う。

(ICカードの名義人)

第7条 ICカードの名義人は、大府市の入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者とする。ただし、代表者から大府市の入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいる場合は、受任者とする。

2 ICカードの名義人に変更の事由が発生した場合は、入札参加資格申請システムにより申請内容の変更の手続を行うとともに、前条第2項第2号の方法により新たな名義人のICカードに更新しなければならない。

3 電子入札参加者が、他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとする等ICカードを不正に使用した場合は、発注者は、その者が行った入札の無効、契約解除等の措置を講じることができる。

(案件登録等)

第8条 発注者は、電子入札を実施しようとするときは、案件内容等を電子入札システムに登録し、公開するものとする。

(競争入札参加資格確認申請書の提出)

第9条 一般競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより当該入札に参加するために必要となる資格を有することを証明する書類を添付し、電子署名及び電子証明書(以下「電子署名等」という。)を付した競争入札参加資格確認申請書(第1号様式)を申請期間内に発注者へ提出しなければならない。

(入札参加資格の確認)

第10条 発注者は、前条の競争入札参加資格確認申請書を受領したときは、入札参加資格者名簿等により参加資格の有無を確認し、その結果を記載した競争入札参加資格確認通知書(第2号様式)を電子入札システムにより送信するものとする。

2 前項の通知書を受領した者は、電子入札システムにより同項の通知書の内容を確認しなければならない。

(指名の通知)

第11条 発注者は、指名競争入札を実施しようとするときは、指名通知書(第3号様式)を電子入札システムにより送信するものとする。

2 前項の通知書を受領した者は、電子入札システムにより同項の通知書の内容を確認しなければならない。

(入札書の提出)

第12条 電子入札参加者は、電子入札システムにより入札書(見積書(第23条に規定する再度入札にあつては、再入札書)を含む。以下同じ。)を作成し電子署名等を付した上で、入札受付期間内に発注者へ提出しなければならない。ただし、オープンカウンタの場合は、電子署名等を付すことに代えて、電子入札システムより見積用暗証番号を入力するものとする。

(紙入札の承認)

第13条 電子入札案件において、紙入札での参加を希望する者は、入札受付締切日時までに紙入札参加承認願(第4号様式。以下「承認願」という。)により発注者の承認を得るものとする。

2 前項の規定により承認願の提出があつた場合は、発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札での参加を承認するものとする。

(1) ICカードが失効、閉塞又は破損等で使用できなくなり、電子入札における所定の期日までに再発行される見込みがなく、発注者がやむを得ないと認める場合

(2) ICカードの名義人に退職、異動等の事由が生じたため、新名義でのICカード取得手続中の場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者にやむを得ない事由があるものと認められる場合

3 発注者は、紙入札での参加を承認する場合は紙入札承認通知書(第5号様式)により、不承認の場合は紙入札不承認通知書(第6号様式)により不承認の理由を明らかにして、それぞれ通知しなければならない。

4 紙入札の承認を受けた入札参加者(以下「紙入札参加者」という。)は、承認後の電子入札システムによる手続は認めないものとする。なお、紙入札の承認を受けた入札参加者が承認前に電子入札システムにより行った手続は、有効なものとして取り扱う。

(紙入札の取扱い)

第14条 紙入札の承認願、書面による競争入札参加資格確認申請書及び入札書(第7号様式)は、行政管理課へ直接持参して提出するものとする。

2 書面による競争入札参加資格確認申請書及び入札書の受付期間については、特段の指示のない限り、電子入札システムによる受付期間と同一とする。

(入札の辞退)

第15条 入札参加者が電子入札を辞退しようとする場合は、入札受付期間内に電子入札システムにより、発注者へ辞退届(第8号様式の1)(第23条に規定する再度入札にあっては、再入札辞退届(第8号様式の2))を提出するものとする。ただし、紙入札参加者が辞退しようとする場合は、入札受付期間内に書面により発注者へ辞退届を提出するものとする。

2 入札書を提出した後は、辞退することができない。

(入札参加資格の失効)

第16条 開札日までに指名停止の処分を受けた者は、入札参加資格を失うものとする。

2 入札参加資格を失った者が、既に入札書を送信していた場合は、無効とする。

(入札の中止)

第17条 発注者は、入札を公正に執行することができないと判断される場合は、入札を中止することができる。

2 前項の規定により入札を中止した場合は、発注者は、電子入札システムにより案件中止の登録を行うとともに、入札参加者に通知するものとする。

(開札予定日時等の変更)

第18条 発注者は、案件登録の後、特段の事情により入札受付期間又は開札予定日時を変更する場合は、電子入札システムにより変更登録を行うとともに、入札参加者に対し、電子入札システムにより日時等変更通知書(第9号様式)を送信するものとする。

(開札)

第19条 開札は、当該入札事務に関係のない職員の立会いの上で、開札予定日時後、速やかに行うものとする。ただし、紙入札による入札者がいる場合は、執行担当者は、紙入札書の受付順に入札価格及び電子くじ番号を電子入札システムに入力した後に、同システムにより一括開札を行うものとする。

2 入札参加者は、開札への立会いを希望する場合は、立ち会うことができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、電子入札の開札の執行において、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。

(電子くじによる落札者の決定)

第20条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

2 紙入札参加者は、入札書に電子くじ番号(任意の3桁の数値)を記載して提出するものとする。なお、入札書に電子くじ番号の記入がない場合は、「999」と記載されたものとみなす。

(落札者の決定の通知)

第21条 落札者を決定した場合は、発注者は、入札参加者に対し、電子入札システムにより落札決定通知書（第10号様式）を送信するものとする。

（保留の通知）

第22条 発注者は、開札後直ちに落札者を決定することができない場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより、保留通知書（第11号様式）を送信するものとする。

（再度入札）

第23条 開札をした場合において、入札参加者の入札価格が予定価格の制限の範囲内がないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札がないとき）は、再度の入札を行うことができる。

2 再度入札の入札受付期間及び開札日時は、案件ごとに発注者が指定し、電子入札システムにより再入札通知書（第12号様式）を送信するものとする。

3 紙入札で参加した者については、指定された受付締切日時までに入札書を作成し、行政管理課へ持参して提出することにより再度入札に参加できるものとする。

4 再度入札の回数については、2回までの範囲内で案件ごとに発注者が定めるものとする。

5 前項までの規定にかかわらず、オープンカウンタにおいては、再度見積りは実施しないこととする。

（不調）

第24条 発注者は、落札者がなく不調となった場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより不調通知書（第13号様式）を送信するものとする。

（紙入札参加者への通知）

第25条 紙入札参加者に対する第18条、第21条、第22条、第23条第2項及び前条の通知は、口頭又は書面等確実な方法により行うものとする。

（結果の公表）

第26条 発注者は、電子入札システムにより電子入札を実施した場合（オープンカウンタによる場合を除く。）は、その結果を入札情報サービスシステムに登録し公表するものとする。

（電子入札システムによる提出）

第27条 電子入札システムにより送信された競争入札参加資格確認申請書、入札書又は辞退届（次項において「申請書等」という。）は、電子入札システムのサーバに備えられたファイルへ記録された時点で提出されたものとする。

2 電子入札参加者は、申請書等のサーバへの到達を電子入札参加者の使用するパーソナルコンピュータに表示される受信確認通知画面により確認するものとし、確認後、当該画面を印刷するとともに、保管するようにしなければならない。

（電子ファイルの提出）

第28条 電子入札参加者は、発注者へ資料を提出する場合は、原則として電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出するものとする。

2 前項の電子ファイルの容量は、2MBを上限とし、ファイルを圧縮する場合の圧縮形式については、LZH又はZIP形式に限るものとする。自己解凍方式（EXE形式）

は、これを認めない。

- 3 第1項の電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は、別表のとおりとする。
- 4 電子入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成するものとし、電子ファイルを添付する際には、必ずウィルス感染のチェックを行わなければならない。
- 5 執行担当者は、電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し警告するとともに、再提出の方法について協議するものとする。ただし、電子ファイルによる再提出は、入札参加者において確実なウィルス駆除が可能と執行担当者が判断するときに限り、認めるものとする。
- 6 電子ファイルによる送信ができない場合については、発注者の指示するところにより、郵送又は持参により提出ができるものとする。この場合の提出期限については、特段の定めのない限り、電子入札システムによる場合と同一とする。

(入札の無効)

第29条 契約規則第12条に規定する事項及び次の各号のいずれかに該当する電子入札は、無効とする。

- (1) 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札
- (2) 電子署名等が付されていない入札書の提出があった入札
- (3) 同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出があった入札

(障害時等の対応)

第30条 案件登録後、発注者の使用に係る電子入札システムの障害、天災・広域停電・通信障害によるネットワーク障害その他やむを得ない事情により、電子入札システムの利用が不能となった場合であって、障害の復旧又は状況の改善が見込めず電子入札が実施できないと発注者が判断したときは、電子入札を中止し、又は紙入札へ変更することができる。

- 2 前項の規定により紙入札へ変更する場合は、執行担当者は、すべての入札参加者に対し、電話等の確実な方法で次に掲げる事項を速やかに連絡するとともに、入札方法変更通知書(第14号様式)により通知するものとする。
 - (1) 入札方法を紙入札に変更したこと。
 - (2) 既に完了している電子入札システムによる手続は、有効なものとして取り扱うこと。
 - (3) 既に送信された入札書は、無効とすること。
 - (4) 既に入札書を送信した者は、改めて書面により入札書を提出しなければならないこと。
 - (5) 紙入札に係る入札方法その他必要な事項

(委任)

第31条 この要綱に定めのない事項は、行政管理課長がその取扱いを定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第28条関係）

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	Microsoft Word97以降2007以前のバージョンで作成したWord文書ファイル
Microsoft Excel	Microsoft Excel97以降2007以前のバージョンで作成したExcelブック
その他	<ul style="list-style-type: none">・テキストファイル（TXT[※] 又はCSV[※] 形式）・PDFファイル（Adobe Acrobatで作成したもの）・画像ファイル（JPEG又はGIF形式）・その他発注者が特別に認めたファイル形式及びバージョン

※ TXT形式は、Windows付属のメモ帳により開封できるものに限る。

CSV形式は、Microsoft Excelで開封できるものに限る。